

「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらい、また、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図ることを目的として、「佐賀さいこうアート推進事業」を実施する。

については、公募型プロポーザル方式により「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務について意欲のある事業者を募集する。

2. 委託業務の内容

(1) 業務の名称

「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務

(2) 業務の内容

別添「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月25日（木）まで

(4) 予算上限額

金 59,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 企画提案公募スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

令和8年（2026年）2月18日（水）	県ホームページでの公募開始
令和8年（2026年）3月5日（木）	事前説明会
令和8年（2026年）3月9日（月）	プロポーザル参加申込書提出期限
令和8年（2026年）3月17日（火）	企画提案書提出期限
令和8年（2026年）3月24日（火）	プロポーザル（プレゼンテーション・審査会）
令和8年（2026年）3月30日（月）	最優秀者決定

(2) 事前説明会の開催

ア 日 時 令和8年（2026年）3月5日（木） 14時00分から

イ 場 所 県庁新館11階 112号会議室

※公示した実施要領等は各自持参すること。

ウ 参加申込方法

参加申し込みは不要とする。

エ 事前説明会への参加は、プロポーザルの参加に係る必須要件とする。

ただし、令和8年（2026年）3月3日（火）16時までに、「7. 問い合わせ先」記載のメールアドレスあて説明会資料の送付を希望し、その後提供を受ければ、事前説明会への参加がなくてもプロポーザルに参加できるものとする。

(3) プロポーザル参加申込

ア 提出書類 ・様式2「プロポーザル参加資格確認書」

(単独事業者：様式2-1、共同事業者：様式2-2、2-3及び共同事業者協定書)

・様式3 実績書

(単独事業者：様式3-1、共同事業者：様式3-2)

・様式4 営業概要書

- イ 提出期限 令和8年(2026年)3月9日(月)15時まで
- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課
佐賀市城内一丁目1番59号(新館11階)
- エ 提出方法 持参、郵送(必着)
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 企画提案書等の受付

- ア 提出書類 (7) 企画提案書(任意様式) 8部
提案書には、下記のa~eの内容を入れること。
a 表紙(企画提案日を記載すること)
b 実施体制
c 別添仕様書「3 事業概要」で指定するイベントについて、運営方法や、県が指定する部分以外の企画内容
d 参加者募集に係るターゲット設定及び効果的な募集方法
e 広報計画
- (イ) 見積書 8部
※見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
- (ウ) 会社概要(パンフレット等) 8部

- イ 提出期限 令和8年(2026年)3月17日(火)15時まで
- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課
佐賀市城内一丁目1番59号(新館11階)
- エ 提出方法 持参、郵送(必着)
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

オ 企画提案書等の取扱い

- ・本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ・企画提案書の受領後、県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

(5) プレゼンテーションの開催

- ア 日 時 令和8年(2026年)3月24日(火)開催予定
※場所と時間は参加者に後日連絡する。
- イ 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

(6) 審査会の開催

- ア 審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ウ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- エ 提案内容の水準を確保するため、審査要領の別表1「審査基準」とおり最低基準点を定

める。

オ 審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。

カ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

4. 参加要件

本業務委託のプロポーザルは、単独又は共同提案により行うものとし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、キの要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。参加資格の確認結果については、令和8年(2026年)3月13日(金)までに通知予定。

(1) 単独提案の場合

ア 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。

イ 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

カ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 事前説明会に参加していること。もしくは3(2)エ記載の方法により説明会資料の送付を希望し、提供を受けていること。

ケ 共同事業体の構成員でないこと。

コ 県内企業であること。ただし、ここにおける「県内企業」とは、次のいずれかに該当する者であることを言う。

(ア) 県内に本店を有する者

(イ) 県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者

(ウ) 誘致企業

(2) 共同提案の場合

- ア 代表者（幹事者）を定めること。
- イ すべての構成員が（1）ア〜クの要件を満たすこと。
- ウ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- エ 構成員のいずれかは、上記4（1）コに定める県内企業であること。

5. 業務の委託契約

- (1) 審査会により選定された最優秀者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合は、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることができる。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (4) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (5) 最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (6) 契約締結の時期 令和8年（2026年）4月（予定）

6. その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合

- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加事業者に求められる義務

ア 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(6) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、様式1により7の問い合わせ先まで、令和8年(2026年)3月3日(火)までに電子メールにより連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

(7) 予算の議決

この公示に掲げる手続きは、令和8年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

なお、この場合において、本業務の準備のために要した費用については一切補償しないものとする。

7. 問い合わせ先

佐賀県文化・観光局文化課 芸術担当 古賀、豊田

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

TEL : 0952-25-7236

E-mail : culture_art@pref.saga.lg.jp

8. 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。